

令和7年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
農業技術振興セ ンター	物品購入	大豆原種	令和8年3月24日	グリーン近江農業協同 組合	5,065,832	大豆の原種生産は、県の責務として採種を行う ものであり、特定病虫害防除の実施や混種事故 の防止などに万全を期した生産管理を基本とす る。 原種ほについては、他品種が混入するリスクを 最小限に止める必要があることから、同一品種 の指定採集ほ場の中に設置することが望まし い。すべての品種についてこの条件を具備する 地域はグリーン近江農協地域のみであり、グ リーン近江農協以外に本業務を代替することは できないため。	2	3イ
甲賀農業農村振 興事務所	令和7年度第201号県 営和野地区換地処分等 事務委託	換地処分等業務	令和8年2月2日 ～ 令和8年3月25日	甲賀市	9,150,000	換地の総合的な調整と地元の実情に精通してい る機関が実施することが最も必要であり、受益者 で組織された土地改良区または市町(土地改良 区がない地区)のみが適正な換地事務を実施す ることができることから、他に契約の性質および 目的を代替できるものがないため。	2	3イ